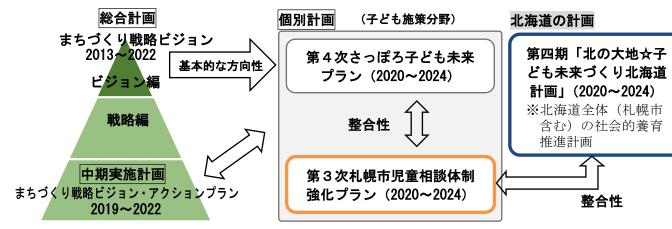
1 第3次札幌市児童相談体制強化プランの位置付け・計画期間

(1) 位置付け(主な関連計画との関係性)



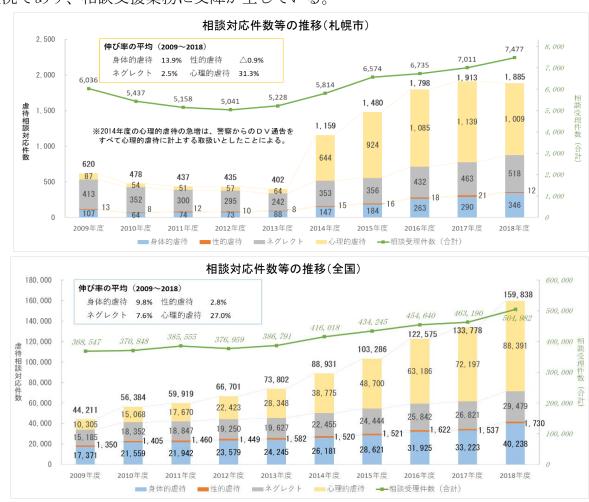
(2) 計画期間

令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度)※2022年度に中間検証を実施予定

2 児童相談体制に関する現状等

(1) 児童相談所における相談件数の推移

児童虐待に関する社会的関心の高まり等により、相談件数は全国的に増加傾向にある。 一方、札幌市児童相談所の面談室(16室)や検査室(4室)の稼働率は日常的に100%近い 状況であり、相談支援業務に支障が生じている。





(2) 一時保護の現状

相談件数と同様、一時保護延日数も全国的に増加し続けている(実人数も同様の傾向)。







札幌市では、2015 年度までは一時保護委託が、2016 年度は一時保護所定員拡充(36→50)が新たな受け皿となってきたが、施設小規模化等の影響により、受け皿確保が難しくなっている。

(3) 社会的養護の現状

ア 市内の社会的養護の受け皿と措置の状況(各年3月1日現在)

	乳儿	見院	児童養 施設		児童 治療	心理 施設		自立 施設	自立 ホ-		里親 等	合計
	市内 定員	措置 人数	市内 定員	措置 人数	市内 定員	措置 人数	市内 定員	措置 人数	市内 定員	措置 人数	措置 人数	措置 人数
2017. 3. 1	40	14	345 (30)	548	23	19	ı	24	24	19	195	819
2018. 3. 1	40	18	348 (48)	544	23	18	I	22	24	18	218	838
2019. 3. 1	40	22	331 (48)	533	23	22	-	16	24	19	224	836

※児童養護施設の()は、グループホームの内数(各6名)。措置人数には、北海道児相分は含まない。 ※「里親等」は、里親とファミリーホームの合計

イ 市内の登録里親数・委託里親数・委託児童数(各年度3月末現在)

117100 立 3 工			」ハラロエノ
	2016 年度	2017 年度	2018 年度
登録里親数 (A) 単位:組	247	236	246
委託里親数 (B) 単位:組	92	106	118
登録里親中、委託里親の割合 (B/A)	37. 2%	44. 9%	47.9%
里親委託児童数 (C)	129	152	160
ファミリーホームへの委託児童数(D)	51	56	50
乳児院と児童養護施設の入所児童数(E)	548	530	497
里親等委託率《(C+D) /(C+D+E)》	24.7%	28.1%	29. 7%

(年齢別)

3 歳未満 : 54.9% 3 歳~就学前: 33.3% 学齢期以降 : 26.9%

ウ 新規入所・委託児童数 「2018 年度社会的養護の現況に関する調査(厚生労働省)」による比較

	7	札幌市(201	7年度中)		全国(2017年度中)			
	児童福祉 施設(※)	里親等	合計	里親等の 割合	児童福祉 施設	里親等	合計	里親等の 割合
3歳未満	29	19	48	39.6%	2, 374	712	3, 086	23. 1%
3歳~5歳	17	6	23	26. 1%	1, 084	344	1, 428	24. 1%
6歳~17歳	77	39	116	33.6%	4, 315	1,078	5, 393	20.0%
合計	123	64	187	34.2%	7, 773	2, 134	9, 907	21.5%

※児童福祉施設は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の合計

エ 措置の状況 「2019 年度福祉行政報告例(2018 年度実績)による比較」

		1341414 (134144)							
	児童福祉施設			施設里親			措置の状況		児童人口
	施設数	定員	定員/ 児童人口	登録 里親数	委託 里親数	委託 割合	措置人数 (※1)	措置人数/ 児童人口	(千人) (※ 2)
札幌市	7	399	1. 49	246	118	48.0%	731	2. 74	267
全国	853	41, 149	2. 18	12, 315	4, 379	35. 6%	37, 070	1.96	18, 875

- ※1 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホームの合計
- ※2 全国の児童人口は 2018. 10.1 現在推計人口 (総務省統計局作成) を使用。札幌市の児童人口は、国勢調査 (2010、2015) を参考に、2018. 10.1 現在の人口を札幌市児童相談所において試算

(4) 相談対応件数、一時保護実人数及び要保護児童数の関連性(全国的な動向の分析)

	児童)相談対応件数	一時保護	要保護	
	人口	全相談件数	(虐待相談)	一時保護所	一時保護委託	児童数
2013 年度	19,966 千人	391,997件	73,802件	21, 281 人	12,016 人	38, 523 人
2018 年度	18,875 千人	504,856件	159,838 件	25,764 人	20,733 人	37,070 人
変化率	▲ 5. 5%	+28.8%	+116.6%	+21.0%	+72.5%	▲ 3.8%

児童人口が減少している一方、相談対応件数 と一時保護実人数は大幅に増加 一時保護児童数の増=要保護児童数の増とはなっていない。



	一時保護後の対応 (一時保護所)				一時保護後の対応(一時保護委託)				施設入所·
	総数	児童福祉 施設入所	里親	帰宅	総数	児童福祉 施設入所	里親	帰宅	里親委託 の割合
2013 年度	21,281 人	4,432 人	560 人	12,474 人	12,016 人	3,556人	498 人	5,287人	27. 2%
2018年度	25,764 人	3,986 人	692 人	15,389 人	20,733 人	4,434 人	965 人	8,583人	21. 7%

(5) 要保護児童数の推計



3 第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組の結果

2017年4月に策定した第2次札幌市児童相談体制強化プラン(重点取組期間:2017~2019)に基づき、関係機関との連携強化や専門性の強化等に関する取組を実施。主な取組は次のとおり。

方向性	主な取組の結果				
の担談士授力の辞仏	・在宅支援アセスメントシートを開発し、相談支援業務に活用				
①相談支援力の強化	・児童虐待防止ハンドブックを発行し、関係機関に広く配布				
②専門性の強化	・札幌市児童相談関係職員人材育成・研修実施方針を策定				
②号[7]1生(7)5虫[L	・児童相談関係職員への研修を体系化し、大幅に拡充				
③相談機関の適切な	・児童相談システムを各区に拡大				
役割分担と連携体	・児童家庭支援センターへの指導委託の拡充				
制の構築	・市域東部への第二児童相談所の設置に向けた検討を加速				
④地域資源の整備と	・「養育支援員派遣事業」を開始				
地域支援の充実	・社会的養育の推進に向けて、施設整備等の計画を見直し				
⑤社会的養護体制の	・未委託里親に研修を行う「里親トレーニング事業」を開始				
強化	・「社会的養護自立支援事業」の実施				

4 児童虐待防止対策及び社会的養育に関する国の動向と必要な対応

2016年度以降、児童福祉法等の改正や、児童虐待防止に向けた新たなプランの策定等により、児童虐待防止対策体制の強化と社会的養育の推進に向けた制度的枠組みが整備されてきている。

(1) 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(国新プラン)の配置目標等

		2017 年度実績	2022 年度目標	増員数
	児童福祉司	3,240 人	5,260 人	+2,020 人程度
児童相談所の体制 強化	児童心理司	1,360人	2,150人(※1)	+790 人程度
1,21,10	保健師	100 人	各児童相談所(※2)	+110 人程度
市町村の体制強化	子ども家庭総合支援拠点	106 市町村	全市町村	_

※1 2024年度までに 2,500人 ※2 2020年度まで

(2) 札幌市の配置基準等

		2020 年度現在	2022 年度基準	増員数
児童相談所の体制 強化	児童福祉司	58 人	68 人	10 人
	児童心理司	16 人	22 人	6人
787日	保健師	2人	1人	(▲1人)
市町村の体制強化	子ども家庭総合支援拠点	未設置	各区(10区)に設置	_

(3) 都道府県社会的養育推進計画の策定

子どもの権利擁護、市区町村の子ども家庭支援体制の構築、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化等の推進、一時保護改革、社会的養護自立支援、児童相談所の強化等について、2019年度末までに各都道府県等において計画を策定。

5 第3次札幌市児童相談体制強化プランの基本的方向性

課題解決に向けて、第3次強化プランの基本的方向性を次のとおり定め、各取組を実施していく。

主な課題

〇安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠期から出産・ 育児期までの切れ目のない支援体制の強化が必要。

〇児童虐待につながる可能性がある妊婦や親子を早期に把握し、 関係機関と連携を図りながら適切に支援することが重要。

〇継続的な支援が必要な子どもや家族を地域で支えるため、 地域における相談支援機能の強化と地域資源の充実が必要。

〇一時保護の受け皿を確保し、子どもの状況に応じた一時保護 を行うとともに、生活環境の向上や学習権を保障。

○子どもができる限り家庭で健やかに養育されるよう、保護者 支援や親子関係の再構築支援の充実等が必要。

○社会的養護を必要とする子どもを支えるため、市内の社会的 養護の受け皿を拡充するとともに、生活環境を向上。

○社会的養護の子どもの自立に向けて、支援の充実が必要。

基本的方向性(別添参照)

方向性①

子どもの権利擁護

方向性② 地域における相談支援体制 の強化

方向性③

専門的相談支援体制の強化

方向性④

個々の子どもの状況に応じ た社会的養護体制の充実

方向性⑤

関係機関との連携・支援の 体制強化や制度構築

検証報告書での課題を踏まえた提言

- (1) 区及び生活園を単位とした支援体制の強化の必要性
- (2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
- (3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
- (4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
- (5) 専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
- (6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性
- (7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

要保護

支援の専門性